

平成25年8月1日

## 現場代理人の兼任による常駐義務の緩和について

平成25年8月1日以降に公告する案件から、柏市長が発注する工事に限り、現場代理人の兼任を1人につき2件までを可能とする「柏市建設工事の現場代理人の兼任に関する取扱要領（以下「要領」といいます。）」を施行し、現場代理人の兼任による工事現場への常駐義務を緩和しましたのでお知らせします。

### 兼任が可能となる要件について

次の各要件のいずれにも該当していることが必要です。

- 1 兼任しようとする工事案件のいずれもが、請負金額2,500万円未満（1）であること。
- 2 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第一に掲げる工事の種類が同一であること。
- 3 低入札価格調査を経て、契約締結を行ったものでないこと。

（1）設計の増額変更により請負金額が2,500万円以上となった場合の扱いは、次のとおりとなります。

- ・主任技術者が現場代理人を兼務している場合  
主任技術者は、2,500万円以上の工事案件について専任となるため、兼任の継続は出来ません。
- ・主任技術者でない方が現場代理人を兼任している場合  
引き続き兼任とすることが出来ます。

### 兼任に関する各種届出について

現場代理人の兼任を行おうとする場合は、届出が必要です。

要領に定める第1号様式（現場代理人兼任届）に必要事項を記載し、添付書類を添えて、兼任を行うこととなる工事の発注部署へ提出してください。

なお、兼任の状況を把握するため、これらの書類の写しを兼任を行うこととなる一方の工事を発注部署や技術管理課、契約課などへの提出もお願いします。

また、現場代理人の解除や変更を行う事象が発生した場合にも、要領に定める届出が必要となります。